

ま え が き

埼玉県教育委員会教育長

小 松 弥 生

平成29年3月31日、学校教育法施行規則の一部が改正され、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を改訂し、幼稚園は平成30年4月1日から、小学校は平成32（2020）年4月1日から、中学校は平成33（2021）年4月1日から施行する旨の告示がなされました。

これに伴い、埼玉県教育委員会は、平成29年5月に、学識経験者や保護者、市町村教育委員会関係者、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の園長、校長、教諭からなる埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、本県独自に作成してきた埼玉県教育課程編成要領を改訂すべく、その基本方針や基本的な事項等について御検討の上、報告をいただきました。

これを受け、県教育委員会は、市町村教育委員会関係者や幼稚園及び小・中学校の園長、校長、教頭、教諭等を主たる構成員とする埼玉県教育課程編成要領改訂協力委員会議を開催し、検討委員会の報告を踏まえ、教育課程編成に係る細部にわたる事項の研究を重ね、ここに幼稚園、小学校、中学校の教育課程編成要領を改訂いたしました。本教育課程編成要領は、各幼稚園及び小・中学校において教育課程を編成する際のよりどころを示すとともに、指導計画等を作成するための資料となるものです。

21世紀の社会は知識基盤社会であり、加えて、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきております。また、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされております。

このような社会において、子供たち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合っており合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。

こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものと異なる新しい力ということではありません。学校教育がこれまで目指してきた「生きる力」の育成を改めて捉え直し、学校と家庭、地域社会が認識を共有し、相互に連携して、子供たち一人一人に「生きる力」を確実に育んでいくことが大切です。

県内の幼稚園及び小・中学校が、未来に生きる子供たちの「生きる力」を育むために、幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領並びに本教育課程編成要領により、適切に教育課程を編成され、創意工夫を生かした特色ある教育を推進していただくことを願っております。

結びに、検討委員会並びに改訂協力委員会議の委員の皆様にご心から感謝の意を表します。